

## 館林市・板倉町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館林市・板倉町合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、館林市・板倉町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会議の議長（以下「議長」という。）として、協議会の副会長と連携を図りながら、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(発言の許可)

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、会議録（別記様式第1号）を調製するものとする。

2 前項の会議録には、議長が必要と認めた事項のほか、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長が指名する出席委員2名が署名し、これを協議会の事務局（以下「事務局」という。）で保管するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開とする。

(傍聴人)

第10条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、会場の規模に応じて議長が調整する。

(傍聴の手続)

第11条 会議を傍聴しようとする者は、受付において自己の氏名、住所を傍聴人受付票(別記様式第2号)に記入し、受付箱に投函しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前各号のほか、傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第13条 傍聴人は、傍聴席において、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 前各号のほか、会議を妨害し、又は迷惑となる行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声の録音等をしてはならない。ただし、特に議長が必要があると認める者はこの限りではない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第16条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

(規律)

第17条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動

をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月15日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

会議の名称		
開催日時	年 月 日（ ） 時 分開会・ 時 分閉会	
開催場所		
議長氏名		
出席者氏名		
事務局氏名		
会議事項	議題	会議結果
会議経過	次ページのとおり	
会議資料		
会議録の確定	確定年月日	署名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名
	年 月 日（ ）	指名委員氏名

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項

別記様式第2号（第11条関係）

傍聴人受付票

住所	
氏名	
一般・報道の別	一般 ・ 報道 (どちらかに○を付けてください)